

# 博士論文審査要旨

平成 29 年 2 月 21 日

論文審査委員 主査 堂下 浩 (東京情報大学 教授)  
副査 青木 俊昭(東京情報大学 教授)  
副査 三宅 修平(東京情報大学 教授)  
副査 江夏 健一(早稲田大学 名誉教授)  
副査 杉江 雅彦(同志社大学 名誉教授)

## 申請者

フリガナ イトウ ユキオ  
氏名 (本籍) 伊藤 幸郎 (千葉県)  
学籍番号 H14002  
学位(専攻分野の名称) 博士(総合情報学)  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
学位論文題目 貸金業法における総量規制が貸金市場に与えた影響

政府は 2010 年 6 月に貸金業法を完全施行し、総量規制は同時期に貸金市場に導入された。総量規制は個人年収 3 分の 1 を超える貸付を原則禁止するという規制であり、主要先進国において導入されていない制度である。政府が総量規制の導入を含む貸金業法を改正したことにより市場は劇的に縮小し、当時、借り手への影響を危惧する報道が伝えられた。それにも拘わらず、総量規制が貸金市場に導入されたことによる借り手への影響を調査した学術的研究は皆無であった。

そこで本研究は、総量規制が貸金市場に導入された立法経緯を調査するとともに、総量規制が借り手に与えた影響を債務状況から分析し、総量規制の実効性を検証することを目的としている。上記の研究目的を達成するために、本論文は大きく以下 2 つの研究ステップから構成される。本研究の第 1 ステップとして、貸金業法が改正される過程で政府によって公開された資料を精査した上で、オーラルヒストリーの手法を用いて立法担当者や法改正に携わった関係者にインタビュー調査を行った。その結果、2006 年 9 月 19 日に自民党の政調審議会・総務会の合同会議が公表した「貸金業制度等に関する基本的考え方の具体的検討内容」では、自民党が実質的に貸金業者に信用供与の機能を委ねる方針を確認していたにも拘らず、a)金融庁監督局は金融検査を実務的に簡便処理するために一律な量的基準を設けることを主張していた点、b)翌年に参議院選挙を控えていた自民党執行部は貸金業者に信用供与の機能を委ねる制度設計では世論の反発を招くことを恐れていた点により、自民党は同年 10 月 25 日に「年収 3 分の 1 を超える貸付けを原則禁止とする」という条文に変更した経緯が明らかにされた。つまり総量規制は監督行政の簡便性と政治的な理由を優先

して、借り手への影響を精査されずに導入されたと論定される。

次に研究の第 2 ステップとして、大手貸金業者 5 社から提供された借り手の返済に関するデータを使って、総量規制導入前後の各 1 年間（総計 2 年間）における借り手の返済状況を分析した。その結果、総量規制により貸金業者からの借入金を減額された、或いは貸金業者からの借入金を停止された借り手は、総量規制が導入された後に返済の遅延・延滞を引き起こす可能性が高い点を示した。さらに本研究では、貸金業者からの借入金を減額された、或いは貸金業者からの借入金を停止された借り手の返済状況を、借り手の利用する金融商品にショッピング機能が付随するか否かで比較した。結果として、ショッピング機能を有していない貸金業者から借入れている借り手は総量規制の導入後に遅延・延滞を引き起こす確率が高い点が示唆された。つまり、総量規制が借り手の保有する金融商品にショッピング機能が付随するか否かによって借り手の信用力に差異を与えた蓋然性が示された。

本論文は結論として、政府が総量規制を、借り手への影響を科学的に検証することなく早々に導入したことにより、返済に滞りのなかった借り手が総量規制導入後に返済の遅延・延滞を発生した点と、借り手が保有する金融商品の違いにより返済の遅延・延滞を引き起こす確率に差異を生じさせた可能性を示した。こうした本論文の研究結果は短期間のうちに改正された総量規制を含む貸金業法の実効性へ科学的に疑問を投げかけるとともに、我が国における政策決定プロセスの脆弱性を示唆し、金融論だけでなく、政策学的な観点からも独創的な知見を打ち出している。

以上から、論文審査委員会は申請者より提出された博士請求論文をもとにした最終試験及び外国語能力試験を、主査と副査全員の参加のもとで、平成 29 年 1 月 21 日に行なった結果、審査委員全員一致で合格と判断した。

以上